

下請ガイドライン策定に関するアンケート

項目	質問	選択肢						
1. 企業情報	1	会社名						
	2	法人番号（13桁の番号を記載ください。）						
	3	本社所在地（都道府県）						
		本社所在地（市区町村）						
	4	資本金	円					
	5	常用雇用者（令和5年4月1日現在）	人					
	6	連絡先（電話番号・メールアドレス）	（電話番号）		（メールアドレス）			
	7	担当者役職						
	8	担当者名						
	9	経営規模（中小企業基本法第2条に規定する企業の別）	（選択してください）					
		連結子会社の場合、親会社名を記載ください。	（親会社社名）					
	10	令和4年度 全社売上高（連結決算を採用している場合、連結の売上高を記載して下さい。）	売上高（個別）		円	連結売上高		円
	11	令和4年度 防衛関連売上高（貴社で把握しているもの）	防衛関連売上高		円			
		令和4年度 直接調達分（防衛省・自衛隊と直接契約している売上高）	直接調達分		円			
		令和4年度 間接調達分（上記以外）	間接調達分		円			
	12	全社売上高営業利益率		%				
13	防衛関連売上高営業利益率		%					
14	主な製造等分野（複数回答可）	陸上装備	艦船	航空機	弾火薬・誘導武器	通信電子	その他	
	該当する装備品等の分野に✓を記載ください。その他の場合、分野名を記載ください。	（選択してください）	（選択してください）	（選択してください）	（選択してください）	（選択してください）	（選択してください）	
15	貴社が下請取引の際に参考としている業種別「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」があれば、該当する業種に✓を記載してください。	素形材	自動車	産業機械・航空機等	繊維	情報通信機器	情報サービス・ソフトウェア	
		（選択してください）	（選択してください）	（選択してください）	（選択してください）	（選択してください）	（選択してください）	
		金属	化学	造船	その他			
		（選択してください）	（選択してください）	（選択してください）	（選択してください）			
16	上記設問で✓した業種別「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」について防衛関連の下請取引についての適用状況を選んで該当するものに✓してください。	防衛関連下請取引にも適用	防衛関連下請取引未適用	分からない				
		（選択してください）	（選択してください）	（選択してください）				
2. 製品/商流	1	防衛関係の主な製品（部品）や加工等の役務について記載ください。	製造品又は部品名					
	2	該当する主たるサプライチェーン階層	（選択してください）					
	3	上位サプライヤー（主要な企業名を最大上位3社記載してください）						
	4	下位サプライヤー（主要な企業名を最大上位3社記載してください）						

項目	質問	選択肢
3. 取引上の課題	<p>貴社と親事業者（発注元企業）との防衛装備品の取引において、下記に例示されるような取引上の課題は起きていますか。貴社の状況に当てはまるものを選択ください。</p> <p>また、各設問の具体的な事例がございましたら自由記述の欄に記入いただいても構いません。</p> <p>※「当てはまらない」以外を選択された場合に自由記述の欄が表示されます。</p>	<p>・当てはまる ・やや当てはまる ・やや当てはまらない ・当てはまらない</p> <p>のいずれかで回答願います。</p>
(1) 多品種少量生産		
1	発注数量が、発注製品を作るために必要となる部品等の最低購入数量（ミニマムバイ）を下回り、部品等の余剰が生ずるため、当該余剰部品に係る費用の価格転嫁を求めたが拒否された。	(選択してください)
(2) 長期に及ぶ製品サイクル・お久しぶり生産		
2	長期間にわたり価格改定が行われていない製品について、原材料等の高騰に伴い、価格改定を求めたが、従来どおりに据え置かれたまま発注された。	(選択してください)
3	量産終了から相当の期間経過している製品の数年ぶりの発注（いわゆる「お久しぶり生産」）について、同程度の製品を製造するために必要な設備投資・設計等のコストを負担することなく、一方的に従前の価格のまま据え置かれた。	(選択してください)
4	貴社の製造において使用する発注者が所有する治工具・金型について、貴社が管理・保管している場合の当該金型等の保管等に要する費用が支払われず、無償で保管させられている。	(選択してください)
5	量産終了から一定期間経過した後において保管している金型・治具等について、貴社から発注者に対し破棄や返還を申し入れたにもかかわらず、何ら応答をしないなどして、以降も無償で保管をさせられた。	(選択してください)
(3) 品質要求		
6	発注者が製品を受領した後、発注時の仕様で指定されていなかったにもかかわらず、仕様基準を満たしていないとして、貴社に製品を引き取らせた。	(選択してください)
7	従前合意していた基準では合格していた製品について、発注者が一方的に変更した厳しい検査基準を満たすよう、やり直しを求められた。	(選択してください)
8	<p>貴社において、民生分野で一般的に活用されている製造プロセス（例えば検査要領）への変更提案が受け入れられない。</p> <p>※ 防衛分野では旧式の製造プロセスを継続して適用し、結果として、貴社の生産性の向上等を阻害していると感じるもの。</p>	(選択してください)
(4) セキュリティ環境の確保		
9	貴社が、発注元の仕様等による要求に基づき、設計図等、発注元から渡される保護すべき情報の保全に必要なソフトウェアの導入、金庫の設置、専用人材の配置等を行ったにもかかわらず、これらに係る費用が支払われなかった。	(選択してください)
10	貴社が、外国人労働者の活用可否について発注者に問い合わせたところ、明示的な可否の回答及び説明がなかった。	(選択してください)

項目	質問	選択肢
(5) 長期にわたる取得プロセス		
11	貴社が発注者に対して提出した見積りの有効期限終了後、エネルギー、原材料、人件費等が高騰し、当初提出した見積りよりも価格が上昇しているにもかかわらず、有効期限が切れた見積りの価格で発注された。	(選択してください)
12	契約期間が長く、製品等の納入後に支払いが原則のため、キャッシュフローの課題が生じている。	(選択してください)
(6) まとめ発注		
13	大量発注による価格低減効果がない製品もしくは価格低減のために貴社において他社との調整コストが生じる製品について、発注者から一方的に大量発注による減価を前提とした下請代金や調整コストを反映していない額で発注される。	(選択してください)
(7) 見積価格		
14	発注時に決定された下請代金について、貴社に責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、振込手数料や端数等を差し引いて支払うなど、発注後に減額された。	(選択してください)
15	貴社の作業時間等の見積りに対し、発注者から作業等の実態にそぐわない貴社が合理的でないと考える高い習熟度を求められ、作業時間等を削減された。	(選択してください)
16	貴社の単金（一時間あたり作業時間単価、いわゆる「レート」）見積りに対し、発注者が十分な説明もなく、貴社が合理的でないと考える単金に減額された。	(選択してください)
17	貴社の見積り根拠（実績、他社見積り、単なる見積りなど）に応じ、発注者が十分な説明もなく、貴社が合理的でないと考える一定の割合で見積額を減額された。	(選択してください)
18	貴社が提出した見積りに対し、発注者が材料費、直接経費等の各経費項目単位で貴社が合理的でないと考える端数処理を行った価格で発注された。	(選択してください)
19	量産終了後、補用品等を従来よりも小ロットの発注になった場合や、当初計画とは別ロットで製造等する場合、コストが上昇すると見積もったにもかかわらず、従前の単価で発注された。	(選択してください)
20	発注者が、予算の都合等による金額を基準とした、通常支払われるべき対価よりも低い金額を一方的に決定した（いわゆる「指値」）。	(選択してください)
(8) 物価高騰による価格転嫁		
21	貴社が契約履行中におけるエネルギー、原料、人件費等のコスト上昇を発注者へ求めたが、発注者は当該価格転嫁を拒否した。	(選択してください)
(9) 受領手続		
22	発注者の都合により、製品が完成しているにもかかわらず、発注者に受領を拒否されたり、期日になっても受領してもらえなかった。	(選択してください)
(10) 長期手形の交付		
23	発注者から手形・電子記録債権・一括決済方式（ファクタリング等）により支払われているところ、満期までの期間が、支払期日から起算して120日以上（繊維業は90日）である。	(選択してください)

項目	質問	選択肢
(11) その他		
24	当初合意していた設計を事後的に発注者の都合で変更されたところ、設計変更に必要な費用が生じたにもかかわらず、発注者にこれを負担してもらえなかった。	(選択してください)
25	事故・災害等による納入遅延に係る延納金等の損害賠償金に関し、発注者と受注者間の責任分岐点や損害賠償金の負担割合が不明確である。	(選択してください)
26	支払期日が、貴社が製品を納品した日から起算して60日の期間において、かつ、できる限り短い期間内に定めた期間内の支払期日が定められていない。	(選択してください)
27	発注者から発注を受けた際に、名称、発注を受けた日、下請事業者の給付内容及び受領日、受領場所、下請代金の額、支払期日、手形の金額及び満期、一括決済方式で支払う場合の金融機関名等、電子記録債権で支払う場合の債権満期日、有償支給する場合の品名・数量・対価等が記載している書面を、正当な理由がないにも関わらず、直ちに交付されていない。	(選択してください)
28	貴社が、事前に承諾していないにもかかわらず、支払期日等の条件が書面等に代えて電磁的記録によって提供される。	(選択してください)
29	発注時に定めた支払期日までに下請代金の全額が支払われなかった。 (支払期日が定められていない場合、貴社が納品した日から起算して60日以内に、下請代金の全額が支払われなかった。)	(選択してください)
30	単価を引き下げる単価改定を行ったところ、改定により引き下げられた単価がすでに発注された製品についても遡って適用された。	(選択してください)
31	納品した後、発注者や、発注者の顧客において不用になったとして、余った製品を貴社に引き取らせた。	(選択してください)
32	以下のような購入・利用強制をされた。 (例) ・貴社においてすでに必要な保険に加入しているにもかかわらず、発注者が指定する保険に加入させられた。 ・貴社において、必要な性能を満たす設備機器を保有しているにも関わらず、発注者が指定するリース会社との契約を強いられた。 ・発注者が自らのノルマを達成するため、貴社では不要な機材やソフトウェア等を購入させられた。	(選択してください)
33	発注者から、貴社に対して有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に相殺されたり支払わされたりした。	(選択してください)
34	契約内容に金型の図面や製造ノウハウの提供が含まれていないにもかかわらず、金型の納入に併せて当該図面を無償で納品するよう要請を受けた。	(選択してください)
35	顧客から依頼が取り消されたとして、それまで受注者側が負担した費用が補填されることなく、発注を取り消された。	(選択してください)
36	貴社が、発注元から受託した作業を実施するために必要な部品・材料等を海外企業から調達する際に、納期が長くなったり、高額な価格を要求されたりする場合に、発注元から当該事情を考慮しない納期が設定されたり、当該部品等の価格が十分に転嫁できなかつたりする。	(選択してください)
その他	上記の他に、防衛装備品に係る取引において顕著に発生している取引上の課題があれば、記載ください。	自由記述

項目	質問	選択肢	
4. 防衛特有のベストプラクティス	<p>貴社と親事業（発注元企業）との防衛装備品の取引において、下記に例示されるような、望ましい取引慣行は起きていますか。貴社の状況に当てはまるものを選択ください。</p> <p>また、各設問の具体的な事例がございましたら自由記述の欄に記入いただいても構いません。</p> <p>※「当てはまらない」以外を選択された場合に自由記述の欄が表示されます。</p>	<p>・当てはまる ・やや当てはまる ・やや当てはまらない ・当てはまらない</p> <p>のいずれかで回答願います。</p>	
	1	発注者から貴社に対する見積もり依頼の際、原材料・エネルギー・賃金等のコスト上昇について見積もりに反映するよう依頼等がある。	(選択してください)
	2	発注者が貴社の単金を決定する際、原材料・エネルギー・賃金等のコスト上昇を踏まえて査定している。	(選択してください)
	3	貴社が管理・保管等している発注者の所有する金型等についてその管理等に必要な経費を発注者が負担している。	(選択してください)
	4	量産調達から補用品調達へ移行する際、また、まとめ発注から個別の発注へ移行する際など、発注数量が大きく変動する場合、発注者から貴社に対し、発注数量に応じた見積価格とするよう個別に依頼等がある。	(選択してください)
	5	前回の発注から相当期間が空いて発注があるいわゆるお久しぶり生産において、発注者から貴社に見積依頼する際、原材料、エネルギー、賃金等のコストアップや製造中止部品等による再設計に必要な経費等を反映した見積もりを作成するよう依頼等がある。	(選択してください)
	6	発注者からの支払が手形取引から現金化される、納入後の支払期間が短縮されるなど、支払条件が改善している。	(選択してください)
	7	貴社が発注者となる場合、担当者に対して下請法遵守に関する教育を実施するなど、社内で下請法遵守に向けた体制を構築している。	(選択してください)
	その他	<p>上記の他に、防衛装備品に係る取引において顕著に発生している好ましい取引慣行があれば、記載ください。</p> <p>その他、民生品に係る取引において顕著に発生している好ましい取引慣行があれば、記載ください。</p>	<p>自由記述</p> <p>自由記述</p>